

## ～サービス利用まで～

### ① サービス利用申請

- ・サービスの利用を希望するときは、町福祉課、または、相談支援事業所に相談し、利用の申請または変更の申請をします。
- ・町は、申請者に対し、「サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案提出依頼書」を交付します。

### ② サービス等利用計画の作成依頼

- ・申請者は、サービス等利用計画を作成してもらう事業所を決めて、利用契約を結びます。

### ③ 町による調査

- ・調査員が本人の身体の状況や生活の状況について、調査（障害支援区分認定調査等）を行います。

### ④ 障害支援区分判定審査会

- ・障害支援区分認定等審査会で、障害支援区分を判定します。  
※訓練等給付のサービスの場合は、支援区分は必要ありません。

### ⑤ 「サービス等利用計画案」の提出

- ・町に次の書類を提出します。
  - i) サービス等利用計画案（障害児支援利用計画案）
  - ii) 計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給申請書
  - iii) 計画相談支援・障害児相談支援依頼（変更）届出書

### ⑥ 障がい福祉サービス等の支給決定

- ・町は、障害福祉サービスの支給決定をし、申請者に通知します。

### ⑦ 「サービス等利用計画」の作成及びサービス提供事業所と契約

- ・支給決定を受け、本人および家族、関係者と会議を開催し、計画案の内容確認等を行います。  
なお、申請者はサービス提供事業所と利用契約を結びます。

サービス利用開始

福祉課や相談支援員に気軽に相談してね！

